

## ガス事業法に係る法令遵守の徹底について(口頭注意)

令和4年3月23日  
中国四国産業保安監督部

中国四国産業保安監督部は、ガス事業法違反等が確認された特定ガス発生設備によるガス小売事業者1者に対して、令和4年3月23日付けで口頭注意を行いました。

### (概要)

中国四国産業保安監督部は、特定ガス発生設備によるガス小売事業者に対してガス事業法第172条第1項の規定に基づき立入検査を実施した結果、法令等違反を確認したため、当該ガス小売事業者に対し口頭注意を行いました。

また、立入検査結果に基づき当該ガス小売事業者に対し、ガス工作物の適切な保安の確保のため、本事案が生じた原因を明らかにするとともに、本件に係る改善策及び再発防止策を策定し報告するよう指示し、当該ガス小売事業者から改善計画書（一部報告含む）を受理したところです。

今後、当部は、上記改善計画書に基づく改善実施状況を定期的に確認していく予定です。

### (法令等違反事項)

1. ガス主任技術者が選任されていない（ガス事業法第25条）
2. 圧力測定・日常点検等の実施が適切にされていることが確認できない（ガス事業法第18条）
3. 保安教育が適切に実施されていない（保安規程違反）
4. 定期自主検査が適切な頻度で実施されていない（ガス事業法第34条）
5. サイバーセキュリティ対策が実施されていない（保安規程違反）
6. 保安業務監督者の職務が適切に実施されていない（保安業務規程違反）
7. 保安業務監督者の資格が適切であることが確認できない（保安業務規程違反）

(お問い合わせ)

中国四国産業保安監督部保安課長 二木  
担当者：山下

電話：082-224-5749